

志摩市三重県版経営向上計画実施 支援補助金について

志摩市では、三重県版経営向上計画ステップ2以上の計画の認定を県から受けた市内中小企業者に対して、その計画の実施に必要な経費を一部補助します。

対象者	次に掲げる要件を全て満たす者とする。 市内に主たる事業所のある中小企業・小規模事業者 三重県版経営向上計画の発達段階のうちステップ2以上の認定を受けていること。 市税を滞納していないこと。
対象事業	三重県版経営向上計画の発達段階のうちステップ2以上の認定を受けた計画に基づき、その年度内に実施を完了する事業とする。 ただし、市以外の他の補助金を受けている計画については、対象外とする。
対象経費	計画の実施に必要な下記経費を対象とする。 機械装置等費、広報費、開発費、マーケティング調査費 等
補助金額	上記対象経費の2分の1に相当する額。 同一年内1事業者につき1回限りとし、15万円を上限とする。
申請方法	三重県版経営向上計画の認定を受けた後、計画を実施する前に <u>必要な書類を交付申請書に添付し、観光商工課へ提出してください。</u>
その他	補助金内容や申請方法の詳細については、志摩市HPをご参照いただくか、問い合わせ先までご照会ください。 志摩市HP該当ページは以下で検索ください。 志摩市 三重県版経営向上 検索
問い合わせ先	志摩市役所産業振興部観光商工課（志摩市役所本庁3階） （担当）天白・里中 （ ）0599-44-0005 （Email）kankoshoko@city.shima.lg.jp